

収 支 報 告 書

令和5年4月22日

堺市議会議長 裏山 正利 様

議員氏名 井関 貴史

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	38,455	自己資金
収 入 合 計	3,278,455	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	0	0	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	50,400	50,400	新聞代
広 報 ・ 広 聴 費	1,232,894	1,232,894	市政報告の印刷・ポスティング等
人 件 費	1,003,156	1,003,156	事務員の雇用
事 務 ・ 事 務 所 費	992,005	953,550	事務所の借上げ・備品代等
支 出 合 計	3,278,455	3,240,000	

令和 4 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 新聞購読	4/1～3/31	市政に関する調査研究をおこなうために定期購読を行った。
【広報・広聴費】 広報誌の配布	4/1～3/31	市政活動報告書を作成・配布した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃借	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、堺区南三国ヶ丘町において事務所を借り上げた。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目 その他
4月7日	4-1		77,175		3月分 給料	(8)
4月8日		810,000		732,825	政務活動費 4～6月分受入れ	
4月8日	4-2		2,887	729,938	ごみ処分代	(9)
4月11日	4-3		8,690	721,248	固定電話・インターネット使用料	(9)
4月11日	4-4		1,011	720,237	楽天モバイル使用料	(9)
4月11日	4-5		4,392	715,845	電気代 2月分	(9)
4月21日	4-6		821	715,024	コーヒー・紅茶・紅茶アソート	(9)
4月21日	4-7		60,165	654,859	事務所賃賃料 5月分	(9)
4月25日	4-8		4,200	650,659	産経新聞 4月分	(9)
4月26日	4-9		2,241	648,418	水道代	(9)
月 計		810,000	161,582			
累 計		810,000	161,582	648,418		

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃賃料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項口	その他
				648,418	前月繰越		
5月6日	5-1		77,962	570,456	4月分 給料	⑧	
5月9日	5-2		2,887	567,569	ごみ処分代	⑨	
5月10日	5-3		8,668	558,901	固定電話・インターネット使用料	⑨	
5月10日	5-4		3,767	555,134	電気代 3月分	⑨	
5月10日	5-5		343	554,791	楽天モバイル使用料 1月分	⑨	
5月20日	5-6		215,338	339,453	市政報告ビラ 郵送代	⑦	
5月23日	5-7		60,165	279,288	事務所賃貸料 6月分	⑨	
5月24日	5-8		195	279,093	ゴミ袋	⑨	
5月25日	5-9		4,200	274,893	産経新聞 5月分	⑥	
5月31日	5-10		95	274,798	伊右衛門お茶2ℓ	⑨	
月 計		0	373,620				
累 計		810,000	535,202	274,798			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				274,798	前月繰越		
6月7日	6-1		85,050	189,748	5月分 給料	(8)	
6月8日	6-2		2,887	186,861	ごみ処分代	(9)	
6月10日	6-3		3,039	183,822	電気代 4月分	(9)	
6月10日	6-4		8,734	175,088	固定電話・インターネット使用料	(9)	
6月10日	6-5		1,017	174,071	楽天モバイル使用料 5月分	(9)	
6月22日	6-6		1,146	172,925	お〜いお茶24本入り 1ケース	(9)	
6月22日	6-7		60,165	112,760	事務所賃貸料 7月分	(9)	
6月24日	6-8		1,633	111,127	ラミネーターフィルムA3	(9)	
6月27日	6-9		4,200	106,927	産経新聞 6月分	(9)	
6月27日	6-10		2,241	104,686	水道代	(9)	
6月27日	6-11		262,251	-157,565	市政報告ビラ ラクセル印刷代 ポストティング代	(7)	
月 計		0	432,363				
累 計		810,000	967,565	-157,565			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				-157,565	前月繰越		
7月7日	7-1		85,837	-243,402	6月分 ████████ 給料	⑧	
7月7日	7-2		2,875	-246,277	インクリボンIC4CL74	⑨	
7月7日	7-3		204	-246,481	ティッシュペーパー	⑨	
7月8日		810,000		563,519	政務活動費 7～9月分 受け入れ		
7月8日	7-4		2,887	560,632	ゴミ処分代	⑨	
7月11日	7-5		8,624	552,008	固定電話・インターネット使用料	⑨	
7月11日	7-6		2,367	549,641	電気代 5月分	⑨	
7月11日	7-7		887	548,754	楽天モバイル使用料 6月分	⑨	
7月21日	7-8		60,165	488,589	事務所賃貸料 8月分	⑨	
7月26日	7-9		4,200	484,389	産経新聞 7月分	⑥	
7月27日	7-10		48,996	435,393	市政報告ビラ 印刷代・ポスティング代	⑦	
月 計		810,000	217,042				
累 計		1,620,000	1,184,607	435,393			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				435,393	前月繰越		
8月8日	8-1		68,118	367,275	7月分 █████ 給料	⑧	
8月8日	8-2		2,887	364,388	ゴミ処分代	⑨	
8月10日	8-3		8,997	355,391	固定電話・インターネット使用料	⑨	
8月10日	8-4		2,884	352,507	電気代 6月分	⑨	
8月10日	8-5		1,025	351,482	楽天モバイル使用料 7月分	⑨	
8月24日	8-6		623	350,859	クイックルワイパー、電解水ワイパー	⑨	
8月24日	8-7		60,165	290,694	事務所賃貸料 9月分	⑨	
8月25日	8-8		4,200	286,494	産経新聞 8月分	⑥	
8月26日	8-9		2,241	284,253	水道代	⑨	
月 計		0	151,140				
累 計		1,620,000	1,335,747	284,253			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				284,253	前月繰越		
9月7日	9-1		70,087	214,166	8月分 █████ 給料	⑧	
9月8日	9-2		2,887	211,279	ゴミ処分代	⑨	
9月12日	9-3		1,146	210,133	ファイル（4冊パック）×1	⑨	
9月12日	9-4		8,579	201,554	固定電話・インターネット代	⑨	
9月12日	9-5		2,578	198,976	電気代 7月分	⑨	
9月12日	9-6		1,815	197,161	楽天モバイル使用料 8月分	⑨	
9月21日	9-7		60,165	136,996	事務所賃貸料 10月分	⑨	
9月22日	9-8		253	136,743	トイレトペーパー	⑨	
9月29日	9-9		4,200	132,543	産経新聞 9月分	⑥	
9月29日	9-10		37,500	95,043	██████ 2022年 夏季賞与	⑧	
月 計		0	189,210				
累 計		1,620,000	1,524,957	95,043			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				95,043	前月繰越		
10月5日	10-1		977	94,066	コーヒー、ほうじ茶、緑茶	⑨	
10月6日	10-2		70,875	23,191	9月分 █████ 給料	⑧	
10月7日		810,000		833,191	政務活動費 受け入れ10月～12月分		
10月11日	10-3		2,887	830,304	ごみ処分代	⑨	
10月11日	10-4		3,143	827,161	電気代 8月分	⑨	
10月11日	10-5		8,896	818,265	固定電話・インターネット使用料	⑨	
10月11日	10-6		845	817,420	楽天モバイル使用料	⑨	
10月25日	10-7		60,165	757,255	事務所賃貸料 11月分	⑨	
10月25日	10-8		4,200	753,055	産経新聞 10月分	⑥	
10月26日	10-9		1,168	751,887	水道代	⑨	
10月27日	10-10		8,910	742,977	マイクロソフト オンライン使用料	⑨	
10月28日	10-11		270	742,707	ごみ袋45L×1	⑨	
月 計		810,000	162,336				
累 計		2,430,000	1,687,293	742,707			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史		
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				742,707	前月繰越		
11月7日	11-1		75,735	666,972	10月分 ████████ 給料	⑧	
11月8日	11-2		2,887	664,085	ゴミ処分代	⑨	
11月10日	11-3		2,508	661,577	電気代 9月分	⑨	
11月10日	11-4		8,530	653,047	固定電話・インターネット代	⑨	
11月10日	11-5		869	652,178	楽天モバイル使用料	⑨	
11月17日	11-6		825	651,353	スリッパ10足	⑨	
11月24日	11-7		60,165	591,188	事務所賃貸料 12月分	⑨	
11月28日	11-8		4,200	586,988	産経新聞11月分	⑥	
月 計		0	155,719				
果 計		2,430,000	1,843,012	586,988			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目 その他
				586,988	前月繰越	
12月7日	12-1		73,710	513,278	11月分 █████ 給料	⑧
12月8日	12-2		2,887	510,391	ゴミ処分代	⑨
12月12日	12-3		1,291	509,100	楽天モバイル使用料	⑨
12月12日	12-4		8,511	500,589	固定電話・インターネット代	⑨
12月12日	12-5		2,289	498,300	電気代 10月分	⑨
12月12日	12-6		11,820	486,480	ノートンウイルスソフト代	⑨
12月22日	12-7		60,165	426,315	事務所賃貸料 1月分	⑨
12月23日	12-8		5,770	420,545	インク IC4CL74	⑨
12月26日	12-9		1,097	419,448	水道代	⑨
12月28日	12-10		4,200	415,248	産経新聞12月分	⑥
月 計		0	171,740			
累 計		2,430,000	2,014,752	415,248		

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				415,248	前月繰越		
1月6日	1-1		85,252	329,996	12月分 █████ 給料	⑧	
1月10日		810,000		1,139,996	政務活動費 受け入れ1月～3月分		
1月10日	1-2		2,132	1,137,864	電気代 11月分	⑨	
1月10日	1-3		2,887	1,134,977	ごみ処分代	⑨	
1月10日	1-4		1,171	1,133,806	楽天モバイル使用料	⑨	
1月10日	1-5		8,531	1,125,275	固定電話・インターネット代	⑨	
1月17日	1-6		1,890	1,123,385	切手	⑦	
1月19日	1-7		60,165	1,063,220	事務所賃貸料 2月分	⑨	
1月26日	1-8		4,200	1,059,020	産経新聞 1月分	⑥	
1月27日	1-9		38,718	1,020,302	ラクスル 封筒	⑦	
1月27日	1-10		265,963	754,339	ビラ	⑦	
1月27日	1-11		8,129	746,210	児童数ポスター	⑦	
月 計		810,000	479,038				
累 計		3,240,000	2,493,790	746,210			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

井関 貴史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				746,210	前月繰越		
2月6日	2-1		78,975	667,235	1月分 █████ 給料	⑧	
2月7日	2-2		1,608	665,627	ゴム印代	⑨	
2月8日	2-3		2,887	662,740	ごみ処分代	⑨	
2月10日	2-4		3,190	659,550	電気代 12月分	⑨	
2月10日	2-5		8,649	650,901	固定電話・インターネット使用料	⑨	
2月10日	2-6		1,903	648,998	楽天モバイル使用料	⑨	
2月20日	2-7		60,330	588,668	事務所賃貸料 3月分	⑨	
2月21日	2-8		1,056	587,612	プリンターインク	⑨	
2月22日	2-9		973	586,639	飲料代	⑨	
2月27日	2-10		1,168	585,471	水道代	⑨	
2月28日	2-11		4,200	581,271	産経新聞2月分	⑥	
2月28日	2-12		6,930	574,341	蛍光灯	⑨	
月 計		0	171,869				
累 計		3,240,000	2,665,659	574,341			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃貸料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名					井関 貴史	
年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目 その他
				574,341	前月繰越	
3月3日	3-1		329,419	244,922	市政報告郵送代	⑦
3月6日	3-2		79,380	165,542	2月分  給料	⑧
3月8日	3-3		2,887	162,655	ごみ処分代	⑨
3月9日	3-4		1,976	160,679	トイレ用品	⑨
3月10日	3-5		952	159,727	楽天モバイル使用料	⑨
3月10日	3-6		4,580	155,147	電気代 1月分	⑨
3月10日	3-7		8,757	146,390	固定電話・インターネット使用料	⑨
3月15日	3-8		37,500	108,890	冬季賞与	⑧
3月24日	3-9		60,330	48,560	事務所賃貸料 4月分	⑨
3月24日	3-10		4,200	44,360	産経新聞 3月分	⑥
3月27日	3-11		40,073	4,287	ラクスル封筒	⑦
3月27日	3-12		22,117	-17,830	ビラ	⑦
3月30日	3-13		20,625	-38,455	ダスキン床清掃	⑨
月 計		0	612,796			
累 計		3,240,000	3,278,455	-38,455		

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	24時間 / 週 (1日 6時間× 4日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1050 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>75%</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 18 時間 (週勤務時間数) 24 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
現 住 所	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、 後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	週 4 日 原則午前 9 時 30 分から午後 4 時まで (うち休憩 30 分)		
休 日	土、日、祝日、年末年始		
給与 (賃金)	時給 1050 円 その他必要に応じて賞与を支給		
給与支払	毎月末締切、翌月 10 日支払		
給与振込先	現金払い		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
		2021 年 4 月 / 日	
雇用者		井関 貴史 [REDACTED]	
被雇用者		[REDACTED]	

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
2	水	09:30	15:00	05:00		休憩30分
3	木					
4	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	土					
6	日					
7	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	火	09:30	16:15	06:00		休憩45分
9	水	09:30	16:15	06:00		休憩45分
10	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	金	13:00	16:00	03:00		
12	土					
13	日					
14	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	木					
18	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	金					
26	土					
27	日					
28	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	火					
30	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
31	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合 計				98:00	0:00	
出勤日数				18 日		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

被雇用者の氏名	[REDACTED]		
被雇用者の生年月日	[REDACTED]		
被雇用者の性別	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日～)	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	24時間 / 週 （1日 6時間× 4日 / 週）		
給与金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1050 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分率	75%	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）</u> 18 時間 <u>（週勤務時間数）</u> 24 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
備考	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていなかったことを条件とする。		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
現 住 所	堺市 [REDACTED]		TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで		
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所		
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、 後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	週 4 日 原則午前 9 時 30 分から午後 4 時まで (うち休憩 30 分)		
休 日	土、日、祝日、年末年始		
給与 (賃金)	時給 1050 円 その他必要に応じて賞与を支給		
給与支払	毎月末締切、翌月 10 日支払		
給与振込先	現金払い		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。			
		2022 年 4 月 / 日	
雇用者		井関 貴史 [REDACTED]	
被雇用者		[REDACTED] [REDACTED]	

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	土					
3	日					
4	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	水	13:00	15:30	02:30		
7	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	土					
10	日					
11	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	水	13:00	15:30	02:30		
14	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	土					
24	日					
25	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	水	09:30	16:15	06:00		休憩45分
28	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	金					
30	土					
合計				99:00	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:30	13:30	04:00		0
3	火					
4	水					
5	木					
6	金	09:30	13:30	04:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	木	09:30	16:45	06:30		休憩45分
13	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
14	土					
15	日					
16	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
17	火	09:30	17:45	07:30		休憩45分
18	水	13:00	17:30	04:30		
19	木	09:30	17:45	07:30		休憩45分
20	金	12:00	19:15	06:30		休憩45分
21	土					
22	日					
23	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
24	火	09:30	17:45	07:30		休憩45分
25	水	13:30	18:30	05:00		
26	木	09:30	17:15	07:00		休憩45分
27	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
28	土					
29	日					
30	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
31	火	09:30	17:15	07:00		休憩45分
合計				108:00	0:00	
出勤日数				18 日		

確認印

出勤簿 (2022 年 6 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:30	17:15	07:00		休憩45分
2	木	09:30	16:30	06:15		休憩45分
3	金	09:30	15:45	05:45		休憩30分
4	土					
5	日					
6	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	金					
11	土					
12	日					
13	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	水					
16	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	金	09:30	12:00	02:30		
18	土					
19	日					
20	月	09:30	12:00	02:30		
21	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	水	08:30	15:45	06:30		休憩45分
23	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	土					
26	日	16:30	21:00	04:30		
27	月	13:00	15:30	02:30		
28	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合 計				109:00	0:00	
出勤日数				21 日		



出勤簿 (2022 年 7 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:00	14:00	03:00		
2	土					
3	日					
4	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	金	09:30	14:00	04:00		休憩30分
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
20	水	12:30	15:30	03:00		
21	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	土					
24	日					
25	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	火	13:00	15:30	02:30		
27	水	13:00	15:30	02:30		
28	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	土					
31	日					
合 計				86:30	0:00	
出勤日数				18 日		



出勤簿 (2022 年 8 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	水	09:30	16:15	06:00		休憩45分
4	木					
5	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	土					
7	日					
8	月	13:00	16:00	03:00		
9	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	金	13:00	16:00	03:00		
20	土					
21	日					
22	月					
23	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	土					
28	日					
29	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
31	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合 計				89:00	0:00	
出勤日数				17 日		



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	金					
3	土					
4	日					
5	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	水	13:00	16:00	03:00		
8	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	金	09:30	12:30	03:00		
10	土					
11	日					
12	月	15:00	18:30	03:30		
13	火					
14	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
21	水	09:30	16:45	06:30		休憩45分
22	木	09:30	16:15	06:00		休憩45分
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	金					
合 計				90:00	0:00	
出勤日数				17 日		



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

氏名	[Redacted]		
氏名	[Redacted]		
生年月日	[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		
住所	〒 [Redacted] 堺市 [Redacted]		
雇用期間 (雇用開始日)	2022 年 10 月 1 日 ～ 2023 年 3 月 31 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	24 時間 / 週 （1 日 6 時間× 4 日 / 週）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1080 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	75%	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 18 時間 (週勤務時間数) 24 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていなことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■年■■月■■日生
現 住 所	堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2022 年 10 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	
就業場所	堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 井関貴史事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、 後援会事務	
就業時間 (休憩時間)	週 4 日 原則午前 9 時 30 分から午後 4 時まで (うち休憩 30 分)	
休 日	土、日、祝日、年末年始	
給与 (賃金)	時給 1080 円 その他必要に応じて賞与を支給	
給与支払	毎月末締切、翌月 10 日支払	
給与振込先	現金払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 2022 年 10 月 / 日 雇用者 被雇用者 井関 貴史 ■■■■■■■■■■		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
4	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	土					
16	日					
17	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	水	13:00	16:00	03:00		
20	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
21	金					
22	土					
23	日					
24	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	水	13:00	15:30	02:30		
27	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	土					
30	日					
31	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
合 計				93:30	0:00	
出勤日数				18 日		

確認印

出勤簿 (2022 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	水					
3	木					
4	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
5	土					
6	日					
7	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	土					
13	日					
14	月					
15	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	水					
24	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
26	土					
27	日					
28	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
29	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
30	水	13:00	16:00	03:00		
合 計				91:00	0:00	
出勤日数				17 日		



出勤簿 (2022 年 12 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
3	土					
4	日					
5	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	火					
7	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
9	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	土					
11	日					
12	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	火	09:30	17:45	07:30		休憩45分
14	水	09:30	17:45	07:30		休憩45分
15	木	09:30	17:30	07:15		休憩45分
16	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	土					
18	日					
19	月	09:30	14:30	04:30		休憩30分
20	火	09:30	12:00	02:30		
21	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
22	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
23	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	土					
25	日					
26	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
28	水	12:30	17:00	04:30		
29	木					
30	金					
31	土					
合 計				105:15	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
6	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
11	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
12	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
13	金	09:30	15:30	05:30		休憩30分
14	土					
15	日					
16	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
17	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
18	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
19	木	09:30	17:45	07:30		休憩45分
20	金	12:30	17:00	04:30		
21	土					
22	日					
23	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
24	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
25	水					
26	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
27	金	09:30	16:45	06:30		休憩45分
28	土					
29	日					
30	月	09:30	16:45	06:30		休憩45分
31	火	09:30	16:15	06:00		休憩45分
合計				97:30	0:00	
出勤日数				17 日		



出 勤 簿 (2023 年 2 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
2	木	09:30	15:00	05:00		休憩30分
3	金	09:30	13:00	03:30		
4	土					
5	日					
6	月	09:30	15:30	05:30		休憩30分
7	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
8	水					
9	木	09:30	15:30	05:30		休憩30分
10	金	09:30	14:30	04:30		休憩30分
11	土					
12	日					
13	月	09:30	16:15	06:00		休憩45分
14	火	09:30	15:30	05:30		休憩30分
15	水	09:30	15:30	05:30		休憩30分
16	木					
17	金	09:30	16:15	06:00		休憩45分
18	土					
19	日					
20	月	09:30	16:45	06:30		休憩45分
21	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
22	水	09:30	17:15	07:00		休憩45分
23	木					
24	金	09:30	17:15	07:00		休憩45分
25	土					
26	日					
27	月	09:30	16:45	06:30		休憩45分
28	火	09:30	16:45	06:30		休憩45分
合 計				98:00	0:00	
出勤日数				17 日		

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 井関貴史

管理責任者 (議員名)	井関 貴史		
事務所名	井関貴史事務所		
所在地	〒 590-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町 3-5-24 TEL 072 (222) 3022		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 日本フィナンシャルマネジメン ト株式会社)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
	☐ 会社等 (関係団体)		
延べ面積	約 69 m ²	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 60,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	75%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 120 時間のうち 90 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・75% ☒ 水道代・・・75% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・75% ☒ その他 (廃棄物収集)・・・75%	
	駐車場 賃借料	無	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物質貸借契約書

建物賃貸借契約書

貸主 日本フィナンシャルマネジメント株式会社を甲とし、借主 井関貴史事務所(井関貴史)を乙とし、次のとおり建物賃貸借契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24	住居表示	堺市堺区南三国ヶ丘町3丁5-24
家屋番号		建物種類	木造連棟2階建て
構造	木造2階建て	床面積	1階2階 約21坪
間取り	1階ワンフロア(トイレ付)2階ワンフロア(トイレ付)		
付属設備	現状有姿とする	付属施設	現状有姿とする
特記事項	契約期間は2年間とする。 内装工事は契約者負担とする。退去時は現状有姿とする。		

(2) 賃貸借契約期間

始期 令和4年4月1日 より 終期 令和6年3月31日まで 2年間とする。

(3) 賃料、共益費

	金額	共益費	振込の場合
賃料税込	月額 80,000 円	無し	池田泉州銀行 新金岡支店
水道代	実費		普通 〇〇〇〇 日本フィナンシャルマネジメント株式会社 (日本フィナンシャルマネジメントがアシキガイシヤ)

(4) 保証金

礼金	〇〇〇〇	解約引き	
----	------	------	--

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社
管理人	住所	大阪府堺市堺区市之町東5-2-14
	氏名	日本フィナンシャルマネジメント株式会社

(6) 入居者

入居者	氏名	職業(勤務先・通学先など)	続柄	年齢
	井関貴史事務所			
	(井関貴史)			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名	〇〇〇〇	年齢	

Ⅱ. 契約条項

第1条（目的及び用途）

1. 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を事務所として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

第2条（賃貸借期間）

1. 賃貸借期間は標記のとおりとする。但し、期間満了までに双方異議のない場合は1年間の自動更新とし、その後も同様とする。

第3条（賃料等）

1. 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに翌月分を乙は甲の指定する金融機関口座に振り込みにより支払うこととする。但し、振込にかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

第4条（保証金）

1. 本契約につき、保証金は標記のとおりとする。

第5条（本物件の造作等）

1. 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは、周辺の第三者に損害・迷惑などを及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または、滅失せしめたときは、直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは、乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

第6条（設備・造作等の変更）

1. 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めるとの他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。
 - （1）本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または、模様替え
 - （2）電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更など
 - （3）本物件の外面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

第7条（修理等）

1. 本物件の主要構造部の維持保全に必要な処理は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理および厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
3. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾をえなければならない。

第8条（免責）

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または、乙の損害について、甲または乙は互にその責を負わないものとする。

第9条（遵守事項）

1. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣移住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

第10条（乙の届出義務）

1. 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。
 - （1）乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき
 - （2）乙または連帯保証人が、禁治産、準禁治産の宣告を受けた時、または連帯保証人が破産し

たとき

- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (5) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき
- (7) 出入り口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

第11条（許可が必要な事項）

- 1. 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
 - (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき
 - (2) 第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき

第12条（禁止事項）

- 1. 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
 - (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
 - (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
 - (4) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること

第13条（第三者同居の禁止）

- 1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三次の名義を表示してはならない。

第14条（立ち入り点検）

- 1. 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる
- 2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする
- 3. 前二項場合、乙は甲の措置に協力しなければならない

第15条（契約の解除）

- 1. 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反した時
- (2) 第3条の賃料の支払を2ヶ月以上滞納した時
- (3) 第11条（許可が必要な事項）のいずれか一に違反したとき
- (4) 第12条（禁止事項）のいずれか一に違反したとき
- (5) 第13条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (6) 反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治団体等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (7) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

第16条（契約の終了）

1. 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。
 - (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
 - (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第17条（契約解約）

1. 甲または乙は、本契約を解除しようとするときは、甲については6ヵ月、乙については2ヵ月以上の猶予をもってそれぞれ相手方に書面で予告しなければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

第18条（明渡し）

1. 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について甲にその買取りを請求することはできない。
3. 乙は、明渡しに際し、移転料、立ち退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
4. 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

第19条（連帯保証人）

1. 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連携して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには甲の認める他の連

帯保証人を付すものとする。

第20条（雑 則）

1. 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

第21条（消費税）

1. 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第4項の損害金について、消費税としてそれらの10%相当額を負担するものとする。

第22条（協議事項）

1. 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記各項承諾のうえ確実に履行することを誓約し、連帯保証人及び各自署名捺印して建物賃貸借契約書とする。本証書を二通作成し、各々一通を保有するものとする。

業者と

令和4年4月1日

賃貸人（甲）及び管理者

住 所：大阪府堺市堺区市之町東5-2-14

条第4

氏 名：日本フィナンシャルマネジメント株式会社

代表取締役 坂本 勝

電話番号：072-225-0909



は
し、解決

賃借人（乙）

住 所：堺市堺区 [redacted]

氏 名：井関 貴史

電話番号：

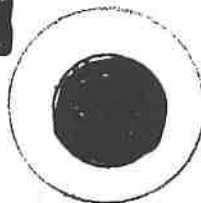


連帯保証人

住 所：堺市 [redacted]

氏 名： [redacted]

電話番号： [redacted]



所有者変更のお知らせ

令和5年1月吉日

賃借人各位 様

前略、貴殿益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は本物件の運営管理にご理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本物件は、今般不動産売買に基づき所有権が移転されました。

従いまして、所有者日本フィナンシャルマネジメント株式会社から賃貸借にかかる一切の権利を
[REDACTED] が継承します。

尚、貴殿との賃貸借契約は、引き続き同一の賃貸借条件にて新所有者に継承されることとなりますが、賃料等の支払いについては令和5年3月分より下記口座にお振込下さるようお願い申し上げます。

旧所有者 堺市堺区市之町東5丁2番14号
日本フィナンシャルマネジメント株式会社
代表取締役 坂本 勝



新所有者

高石 亨

[REDACTED]

[REDACTED]



連絡先

TEL:

[REDACTED]

FAX:

[REDACTED]

自宅

[REDACTED]

令和5年 月分家賃より

新振込先

銀行名

大阪信用金庫

支店名

和泉支店

預金種類

普通

口座番号

[REDACTED]

名義人

[REDACTED]

※振込手数料は賃借人負担にてお願いいたします。

この書類は重要ですので、賃貸借契約書と一緒に保管しておいてください。

一般廃棄物収集運搬委託契約書



井 関 貴 史 事 務 所



堺市北区東浅香山町1丁49番地
泉都興業株式会社
TEL 072 (255) 2277
FAX 072 (255) 2279



一般廃棄物収集運搬委託契約書

排出事業者である井関貴史事務所（以下「甲」という。）及び一般廃棄物収集運搬業者である泉都興業株式会社（以下「乙」という。）は、一般廃棄物の収集運搬に関して次の通り契約を締結します。

第1条（目的）

本契約は、一般廃棄物の収集運搬の委託に関し、甲が乙に委託する本委託業務（第2条に定義される。）の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とします。

第2条（本委託業務の内容）

1. 乙は、甲がその事業より排出する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定される「一般廃棄物」のうち、同第3項に規定される「特別管理一般廃棄物」を除いたものをいい、以下「本件廃棄物」という。）の収集運搬をします。

2. 乙は、以下のとおり、本件廃棄物の収集運搬を行います。

収 集 場 所：堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24 井関貴史事務所

収 集 日：原則として、火曜日、金曜日の毎週2回。

ただし、1月1日から1月3日までを除く。

収集量の目安：御見積書に準ずる。（1回の収集当たり36リットル×1個）

運 搬 先：クリーンセンター東工場 第一工場／クリーンセンター東工場 第二工場／
クリーンセンター臨海工場のうち堺市が指定する清掃工場

第3条（本委託業務の報酬）

甲は、1ヶ月あたりの本委託業務の報酬として、乙に対し、金3,500円（消費税別）を毎月末締め翌月支払いとします。

甲の指定する金融機関口座自動振替（8日）により支払うこととします。

第4条（乙の履行上の義務）

乙は、関係法令を遵守し、本委託業務を丁寧に遂行するものとします。

第5条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関し、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしません。

第6条（通常外作業）

第2条第2項に規定する収集日以外の日に収集する場合、又は第2条第2項に規定する収集日に複数回の本件廃棄物の収集運搬（以下「通常外作業」という。）を要する場合には、甲は、乙に対し、事前に通知し、かつ通常外作業にかかる報酬を協議して決定し、第3条の報酬に加算して支払うこととします。

第7条 (内容の変更)

1. 甲及び乙は、本契約の内容を変更する場合には、協議の上、書面にて変更するものとします。
2. 収集量の実績が、第2条第2項に規定する収集量の目安と著しく差がある場合には、甲及び乙は、本契約の内容に関し協議するものとします。この協議により本契約の内容を変更する場合には、第1項の規定に従うものとします。

第8条 (本契約の終了原因・解除)

1. 本契約は、第2条第2項に規定する収集場所が、乙が一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた市町村長の管轄する区域外に変更された場合、又は、乙の一般廃棄物収集運搬業者の許可が取り消され、失効し、若しくは、乙が事業停止処分を受けた場合等、本委託業務の遂行が客観的に不能となった場合、何らの意思表示を要することなく、当然に終了します。
2. 甲又は乙は、相手方に著しい契約違反があった場合又は相手方の重過失により損害を被った場合その他甲乙間の信頼関係が破壊されたと認められる場合には、事前に相手方に通知することなく本契約を解除できます。

第9条 (契約期間)

本契約の契約期間は、2019年11月1日から2020年10月31日までの1年間とし、当該契約期間(当該契約期間が更新された場合には、更新後の契約期間)満了の2ヶ月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更に1年間自動的に更新されたものとし、その後も同様とします。

第10条 (暴力団等排除条項)

1. 甲は、乙に対し、現在及び将来において、自ら又はその代表者、役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の一にも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)
 - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの。
 - (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (8) 自ら又は第三者を利用して、次項各号の一にでも該当する行為を行うもの。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲が第1項の表明保証に違反した場合又は第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、乙は何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、当然に期限の利益を失わせ、履行を停止し、又は解除すること（以下本条において総称して「解除等」という。）ができる。
4. 前項による解除等の場合、乙は甲に損害が生じても何らこれを賠償若しくは補償することを要せず、また、かかる解除等により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

本契約の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ、甲乙各1通を保管します。

2017 年 10 月 21 日

〒500-0023 堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

甲 住 所: 堺市議会議員

事業所名: 井 関 貴 史

代表者名: TEL 072-222-3022 FAX

乙 住 所: 堺市北区東湊香山町1丁49番地

事業所名: 泉 都 興 業 株 式 会 社

代表者名: 代表取締役 関 口 隆 治